

大阪地方裁判所委員会（第16回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

3月16日（月）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成21年3月16日（月）午後2時から午後5時まで

2 場所

大阪地方裁判所堺支部大会議室

3 出席者

（委員）朝比奈千秋，西田正吾，西脇一枝，森克二，薬師寺玲，山口信吾，

吉川純一，高村順久，榊原一夫，川合昌幸，佐々木茂美（敬称略）

（説明者）大阪地方裁判所堺支部長 谷口幸博

（事務担当者）仙波啓次，角間猛彦，高田晶，松本幸治，秋田正之

（庶務）橋本貢，山本悟士

4 配布資料

新庁舎概要，新庁舎コンセプトほか

5 議題

(1) 大阪地方裁判所堺支部概要説明及び庁舎内見学

(2) 意見交換

(3) 次回テーマ

6 議事

（委員長：■ 委員（法曹関係者）：○ 委員（学識経験者）：◇ 説明者，
事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所堺支部長のあいさつ

(2) 大阪地方裁判所堺支部概要説明及び庁舎内見

(3) 意見交換

◇ : 庁舎には、職員や来庁者のための食堂や売店はないのか。

▲ : 旧庁舎には売店のみがあったが、新庁舎に売店・食堂ともに設置していない。
飲物の自動販売機は設置している。

▲ : 裁判所自身が食堂や売店を営業することはできないので、どなたかに営業を
請け負ってもらうことにならざるを得ない。その場合、裁判所庁舎は国有財
産であり、その一部で営業活動をするとなると、使用料を払っていただ
く必要が生じる。ところが、利用対象者が限られる施設内での営業というこ
とでは利益が上がらないと予想されたので、新庁舎については売店や食堂の
設置を計画しなかったものである。

当庁舎周辺には商店や飲食店も多いので、来庁者の方はそちらを利用いた
だければ庁舎内に売店等を設置する必要性もないと考えている。



◇ : 評議室に絵を飾っていることは、心が安まるので良いことだと思う。病院で
は、絵や写真を飾ることを求められているくらいであり、一般市民や職員に
精神的な安定を与えるので、その他の部屋についてもおすすめしたい。視覚
的な効果でリラックスできることも大切だと思われる。

▲ : 当庁舎においても、調停室や弁論準備手続室などには絵を飾っている。

◇ : 新庁舎では、女性職員や女性の来庁者に対する設備面での配慮はしているの

か。

- ▲ : 各階に女性職員のための更衣室を用意している。また、来庁者に対してはトイレの一面に、子供を連れて入れるような設備を整えている。
- ◇ : 子供を預けておける託児所のような施設はないのか。
- ▲ : 託児所のような施設は庁舎内にない。
- : 育児をしている職員への手当としては、育児のための出勤時間の調整制度などが整備されている。

来庁者の方への手当としては、特に多くの方にお越しいただく裁判員制度において育児への配慮が必要となるが、育児をしている裁判員候補者に対しては、裁判所に来ていただく日に地方公共団体等が運営する保育施設を利用できるようにする広域保育や、預かり時間の延長などができるように関係機関に協力を求めている。大阪地方裁判所においても、大阪市や堺市などと協議や意見交換を行い、保育施設に関する情報を集積しているところであり、裁判員候補者からの問い合わせに答えられるようにしている。



- ◇ : 見学した裁判員候補者質問手続室では、質問者が候補者と向き合っ横一列に並ぶレイアウトになっていたが、威圧感があると感じた。また、質問によっては、大勢いる他の裁判員候補者の前では答えにくいことがあるのではないか。

- : 集団質問方式を実施する場合には、他の裁判員候補者が同席している場所ではなく、個別に回答を希望する裁判員候補者については、個別に質問をすることを予定している。
- : 裁判員候補者の方に事前に記載いただいた回答は、質問手続に入る前に裁判体があらかじめ読んでいます。また、質問手続前にも、個別の質問手続を望む裁判員候補者がいるかを確認することにしてあります。さらに、集団での質問手続中に個別に聞いてほしいことがあると裁判員候補者が希望すれば、もう一回その裁判員候補者だけ個別に質問手続を行う機会を設けることとされています。
- ◇ : 集団での質問手続後に、個別の質問手続を行う場合、集団で行ったのと同じ質問手続室で行うのか。
- : いったん全員退室いただいた後に、同じ部屋に1人だけ入っていただくことを考えています。また、別の質問手続室が空いていればその別の部屋で行うことも可能である。

質問手続室等のいすや机の配置については、さらに検討したい。
- ◇ : 裁判員候補者から裁判員が選任されるまで、最大でどのくらいの待ち時間があるのか。
- : 一般的なスケジュールとしては、午前10時前に集合していただき、午前中には選任手続を終える予定である。



- ◇ : 庁舎全体として、外装や内装を含め非常に立派な建物であるという印象を持

った。

- ◇ : 庁舎設計の段階で女性のスタッフが入っていると聞いて納得できる施設である。

セキュリティについて、防犯カメラの設置はしていないのか。

- ▲ : 被写体となる来庁者のプライバシーの問題もあって設置していない。
- ▲ : 新庁舎については、執務室にいる職員から廊下への視認性が高いので比較的目的が行き届く。今のところ防犯カメラを設置する必要性はないと考えている。
- : 東京地裁では、出入口に金属探知器のようなゲートがあり、それを通過しないと庁舎に入れなくなっている。
- : 大阪地裁においては、必要な事件ごとに金属探知器を使用している。事件の個性により判断している。
- ▲ : 大阪地裁本庁庁舎においては、部分的に防犯カメラを設置している。堺支部庁舎でも記録を閲覧する場所には、事件記録盗難防止のため防犯カメラを設置しているという表示を行った上で、カメラを設置しているところがある。
- ◇ : 傍聴席にメモをとるための台が付属していれば、傍聴をする一般市民にとっても良いのではないかと感じた。



- ◇ : 案内板の表示について、外国語での記載をする予定はないのか。
- ▲ : 裁判所を利用するために来庁する方は、一般に日本語を理解されているか、

または日本語を解する方を同行してこられることが多いと思われるので、外国語表記はしていない。

- : ソフト面での対応として、英語や中国語などについては、語学研修を受けた職員を配置して、日本語を話せない利用者の来庁に備えている。
- ◇ : センスのよい建物だと思う。壁の色づかいなども良い色を選択したと思う。裁判所と市民との距離を近づけて、裁判所を身近なものにするのだという強い意思を感じた。人間は非常に周りの影響を受けやすく、空間が変われば人間が変わると考えられる。温かい空間に入れば、人間は優しい心になる。絵や花を備え付けられると更に良いと思われる。
- ◇ : 新庁舎設計に当たって、市民のことを考えて様々工夫されたことは非常に良いことだと思う。また、館内を禁煙とし、敷地内の館外に喫煙場所を確保されていることも適切だと思う。
- : 今までの裁判所で一番すばらしい建物だと思う。全体に明るくいい雰囲気である。市民との距離を近づけようとする試みは、大変すばらしいと感じた。
- : 証人や参加する被害者のための待合室がたくさんあることは、緊張の中でも安心して参加していただけるので良いことだと思う。
- : 貴重な御意見に感謝したい。とりわけ、セキュリティーやソフト面での配慮など頂いた意見を将来の検討課題としたい。

7 次回の予定

- (1) 次回大阪地方裁判所委員会（第17回）開催日
未定
- (2) テーマ
司法の利用相談窓口について



